

別表（第3条、第8条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金上限	6 重要な変更
<p>動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上に取り組む事業（注1）</p>	<p>団体（非営利公益活動団体（法人格の有無を問わない。）） 地域住民組織</p>	<p>(1) 講師等謝金、旅費（注2） (2) 会場・機器使用料及び会場設営費</p>	1/3	10万円	<p>本補助金の増額に係るもの</p>
	<p>公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、認定された団体及びその支部団体） 県登録譲渡ボランティア（犬及び猫のボランティア譲渡実施要領（平成27年12月25日第201500142518号生活環境部長通知）第4により登録されたボランティア）</p>	<p>(3) 広告宣伝費 (4) 事務経費（消耗品、印刷製本費、通信運搬費） (5) 必要な委託に係る経費（注3） (6) 普及啓発資料作成費 (7) その他知事が必要と認める経費（注4）</p>	1/2	<p>団体 30万円 個人 10万円</p>	
<p>県から犬・猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動</p>	<p>県登録譲渡ボランティア（犬及び猫のボランティア譲渡実施要領（平成27年12月25日第201500142518号生活環境部長通知）第4により登録されたボランティア）</p>	<p>(1) <u>犬及び猫の譲渡会に係る会場費、広告費</u> (2) <u>不妊去勢手術、疾病検査、疾病予防ワクチン代等の衛生費</u> (3) <u>マイクロチップの装着等手術費</u> (4) <u>狂犬病予防法に基づく注射料、注射済票交付手数料、登録料</u> (5) <u>その他知事が必要と認める経費（注5）</u></p>	1/2	<p>団体 50万円 個人 20万円</p>	<p>本補助金の増額に係るもの</p>

※特記事項

注1 本補助金の交付を受ける初年度にあつては、原則として、新たな取組み、これまでの事業の拡充又は試行的な取組みを行う事業に限る。なお、事業に係る収入の一部を他団体等に寄附したり団体の運営に係る経常的な経費として充当するための事業など、補助事業として不相当と認める事業は対象としない。

注2 旅費は、事業実施主体の構成員を講師等とする場合にあつては、事業に主要な役割を果たす場合に限る。

注3 委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合にあつては、この限りではない。

注4 犬のしつけ方教室に係る経費及びボランティアとして保護している動物の飼養に係る経費は対象としない。また、団体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものを除く）、概ね3万円以上の備品費、その他補助対象として不相当と認められる経費は対象としない。

注5 保護している動物の飼養に係るエサ代、ペットシート、首輪購入費等飼養管理に係る経費は対象としない。